

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問02（個）第1号）

### 第1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報の訂正をしないとした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 訂正の請求

- (1) 審査請求人は、令和元年5月30日付けで、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、「平成〇〇年〇〇月〇〇日、私が〇〇市〇〇においてもめぐとなり、警察に対応してもらったことが分かる処理票」を請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の件名又は保有個人情報の内容とする自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、実施機関は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け警察署通信室処理票（指令番号：〇〇）（以下「本件保有個人情報」といい、本件保有個人情報に係る通報件名を「本件通報件名」という。）を本件開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書と特定し、自己情報部分開示決定（以下「本件開示決定」という。）を行い、令和元年6月7日付けで審査請求人に通知した。
- (2) 審査請求人は、令和元年9月9日付けで、条例第23条第1項の規定により、本件保有個人情報のうち、「記事内容」欄中「自身が経営するマンションの貯水タンクが、この度の災害で汚れてしまったので、その整掃費5万円を請求してきたもの。」と記載された部分（以下「本件訂正請求対象情報」という。）<sup>(原文ママ)</sup>について、審査請求人が本件訂正請求対象情報にある請求をしていないこと及び〇〇市〇〇 〇〇課長が警察にそのように説明していないことを理由として、削除することを求める自己情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

#### 2 本件訂正請求に対する決定

実施機関は、本件訂正請求に対し、本件保有個人情報は本件通報件名の事案に現場対応した警察官が、当該現場において関係者から収集した事実に基づき記載したものに相違ないとして、条例第24条第2項の規定により自己情報不訂正決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和元年10月4日付けで審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、令和元年12月27日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決と、本件通報件名の事案の再調査を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 審査請求書における主張

審査請求人側から〇〇市〇〇に「清掃費5万円を請求した」という覚えはない。貯水タンクに汚れた水が入ったのは、〇〇市〇〇の情報管理の不備が引き起こした二次災害（人災）であると、一貫して〇〇市〇〇に対し責任追及をしている。平成30年7月の豪雨災害による〇〇市の断水に関し、〇〇月〇〇日に一般家庭向けに放送された給水開始の告知が、〇〇月〇〇日に放送されていれば防げたはずである（〇〇の〇〇月〇〇日及び同月〇〇日放送時使用のテロップ写し添付）。

審査請求人は、本件開示決定後において、本件保有個人情報に本件訂正請求対象情報の記載があることを知った。本件訂正請求対象情報について、協議出席の責任者である〇〇市〇〇 〇〇課長に発言の真意を確認すると、御自身の発言であることを認めた上で、「清掃費5万円を請求してきたと説明したことはありません。警察官が勝手に情報をつなぎ合わせて書かれたのではないのでしょうか。」との回答を得た。本件訂正請求対象情報は、事実と相違しており、条例第26条の規定に反しているため、訂正すべきである。

審査請求人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇市〇〇を訪問する前に、事前（1週間前）に連絡を取り、①給水開始時の情報管理の問題及び②断水における水道料金等減額計算の問題の2項目の協議項目を通告し、訪問後すぐに、②の問題、審査請求人の9月分水道料金減額計算を依頼した。①の説明を開始して間もなく、審査請求人の9月分水道料金計算ができたということで、急遽、話の内容が②になった。〇〇市〇〇が提示した料金は、審査請求人の試算に比べ、1円高い金額になっていた。計算方法について激しい意見交換があり、平行線をたどることとなったため、審査請求人が、一度、弁護士・税理士の意見を聞いた上で話を再開するよう提案したが、〇〇市は「貴方は、今、1円の不当要求をされましたので、警察を呼ばせてもらいます。」ということで警察の出動要請をされた。協議はここで終了する。これが、当日の状況である。

本件保有個人情報の中に、審査請求人が「9月分水道料金に関し、1円の減額不当要求をした。」という記述がないのはなぜか。平成〇〇年〇〇月〇〇日の〇〇市〇〇との協議記録は録音して残しており、諮問実施機関から要請があれば提出する。

##### (2) 反論書における主張

証拠物（平成〇〇年〇〇月〇〇日の協議の録音テープ）（以下単に「録音

テープ」という。)及び平成30年7月豪雨災害による〇〇市の断水と〇〇市〇〇の対応に係る経緯書(以下単に「経緯書」という。)を添付する。

ア 実施機関による事件の経過に関する説明について

平成31年4月24日、〇〇市役所において、〇〇市〇〇 〇〇氏(警察〇B)からあった、「貴方は、1円の不当要求で警察を呼ばれたと言うが、それ以外に、自分が経営するマンションの貯水タンクに汚い水を入れられたということで、5万円を請求しとるじゃないか。」という発言に驚き、同月25日に〇〇警察署において、行政文書の開示請求を提出し、同年5月22日、当該請求に係る開示を受けたが、ほとんど黒塗りで何も確認ができない。同月30日、広島県警察本部文書管理室〇〇氏から、自己情報の開示請求をした場合の具体的内容を示され、本件開示請求を行った。

実施機関の事件の経過説明には、前後の整合性が認められない。

本件開示請求に係る開示請求書に、氏名及び住所を記述した覚えはあるが、平成〇〇年〇〇月〇〇日に審査請求人が〇〇市〇〇においてもめぐとになり、警察に対応してもらったとは思っていない。突然の〇〇市〇〇の警察への出動要請であり、協議の場に踏み込まれた者としては、逆に警察に対して腹を立てている。審査請求人は、このような記述をすることは考えられず、記録して残っているのであれば、筆跡鑑定してお示しいただきたい。

なお、自己情報の開示請求がない状況で個人情報を開示できるか、また、自己情報の開示請求書の提出を求められたことについて、広島県総務局総務課の〇〇に質問したところ、条例第6条第1項第2号に基づき、本人であれば提供できること、訂正請求の対象を、開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に限定している条例第22条を考慮した上での判断ではないかとの回答があった。しかし、同条第1項第2号により、条例第6条で認められ、本人に提供された保有個人情報は訂正請求の対象であると解釈できるので、当該回答には説得力がない。

イ 実施機関による訂正請求の対象となる保有個人情報の内容の説明について

〇〇市〇〇は、平成〇〇年〇〇月〇〇日の〇〇市〇〇における協議の途中で、「貴方は、1円の不当要求をした。」という理由で、警察に出動要請した。要請を受け警察は現場に急行する。現場対応警察官は、事案関係者から事情聴取を行い、負傷者や対応時点における不法行為事実が認められないことを確認している。どのような経緯で警察への出動要請となったのかについては、録音テープを証拠物と提出する。その中には、「貴方は1円の不当要求をしたので、警察を呼びます。」という発言がある。確認をお願いする。

本件通報件名に係るめぐと事案とは、「審査請求人が1円の不当要求をした」ということであつたはずである。現場対応警察官は、事情聴取で、住所、氏名、生年月日を聴いた。審査請求人が、警察出動要請の原因とな

った1円の差額がどうして計算上発生しているのかを説明すると、警察官は「私には難しい計算は分かりません。」と、聴く姿勢さえ示されなかった。再発防止等について事案関係者へ必要な教示を行ったとあるが、審査請求人に対してどのような教示をいただけたのか、思い当たるものがない。

ウ 「審査請求人側から〇〇市〇〇に『清掃費5万円を請求した』という覚えはない。」の主張に対する実施機関による弁明について

「事案当日において（中略）確認している」との記述の主語が、通信指令業務を担当される警察官なのか、現場対応警察官なのかが明確でない。

事案以前から再三もめており、とあるので、経緯書を提出する。弁明書に記載された本事案の経緯は、〇〇市〇〇の職員から収集した情報と記述されている。一方、審査請求人からの情報収集はなく、〇〇市〇〇職員から収集した情報の審査請求人への確認もない。

実施機関の保有個人情報、〇〇市〇〇から収集した情報であり、それらの情報から、もめごと事案の概要を総合的に判断し、現場対応警察官が通信指令室に報告したとされている。それが、「自身が経営するマンションの貯水タンクが、この度の災害で汚れてしまったので、その清掃費（清掃費）5万円を請求したもの（関）〇〇 S〇〇. 〇〇. 〇〇」という個人が特定できる個人情報として行政文書に残っている。「自身（中略）汚れてしまったので、」という状況の表現は客観性に欠けている。〇〇市〇〇側の視点であり、あたかも、審査請求人が言ったかのような文体での記述である。審査請求書に示したが、貯水タンクに汚れた水が入ったのは、〇〇市〇〇の情報管理の不備が引き起こした二次災害であり、人災であるとして一貫して〇〇市〇〇の責任を追及している。それを認めることなく、〇〇市〇〇は災害だと言い続けている。審査請求書に添付した、〇〇のテロップで確認いただければ明確である。一般家庭への給水開始が報道される前に、貯水タンクには汚い水が入っている。

審査請求人には、再三もめているという認識は全くない。情報の収集が〇〇市〇〇のみだからそのようになっている。〇〇市〇〇は次々に指摘される問題点を解決できないまま「もめごと」と捉え、未解決問題（もめごと）を警察官に伝えたのだと思われる。具体的には、情報管理のミスで貯水槽に汚れた水が流入した件、水道料金の減額が断水のなかった町にまで及んでいることが判明した件（公平性の問題）、9月分水道料の請求書を再発行しないとされた件、水道料金減額の計算方法が具体的に示されない件について、問題点を指摘した。

〇〇市〇〇からの情報収集に偏っている。なぜ、審査請求人に聴取をされないのか。審査請求人は、〇〇市〇〇 〇〇課長に、「審査請求人の貯水槽は、有効容量が10立米を超えるもので、簡易専用水道になる。ご存じのとおり、法律で定期的な水質検査や清掃・消毒が義務付けられているので法定点検は欠かさず実施している。」という話をした覚えはあるが、清掃にかかる費用負担を〇〇市〇〇で負えと請求したことはない。法定点検の

話を「清掃費用」に特化させて話をされるのかが理解できない。法定点検では、貯水槽の中の水も全部に抜いて作業するので、コストは清掃費用だけではない。専門家であれば、その程度のことは常識である。

「本件訂正請求対象情報は、現場対応警察官が〇〇市〇〇の職員から収集した情報となる。」という部分が、問題の全てである。条例第5条を別紙として添付する。実施機関は同条をどのように理解しているのか、弁明を求める。

エ 「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け警察署通信室処理票（指令番号：〇〇）の中に当方『9月分水道料金に関し、1円の減額不当要求をした。』という記述がないのは、何故でしょうか。」の主張に対する実施機関による弁明について

「当該事情聴取を行う際（中略）発端としてもめている事案であり」とあるが、問題把握のあり方には驚きしかない。

「もめごと事案当日に（中略）一部と判断したものである。」とあるが、思い込みが非常に強い方としか言いようがない。

ここでは「審査請求人が9月分水道料金に関し1円の減額不当請求をした。」という理由で、警察に動員要請をされたはずである。本件保有個人情報の中にその記述がないのはなぜか、と聞いている。もめごとの趣旨は別で、それを発端としてもめているというのは、警察官の勝手な思い込みである。「自身が経営するマンションの貯水タンクが、この度の災害で汚れてしまったので、その整掃費（清掃費）5万円を請求してきた」ことを発端としてもめている事案だとの思いはない。審査請求人が請求したことのないものが、実施機関の保有個人情報として行政文書に残されていることが問題なのである。平成〇〇年〇〇月〇〇日に、事前に連絡を取って協議の席についたのは、明確な回答がなかった①給水開始時の情報管理の問題及び②断水における水道料金等減額計算（9月分）の問題であった。②の協議中に見解のずれが生じ、「今、貴方は、9月分水道料金に関し1円の減額不当請求をした。」という理由で警察の動員要請をされた。それに対して、現場対応警察官は、事案関係者から事情聴取を行い、負傷者や不法行為事実が認められなかったことを確認された。出動要請に対する結論は出たことから、警察の役割は終わっている。もめごとの根源は何か、それを求めて聴取を重ねる。問題解決の労をとっていただけるとは思えないため、そこまで警察が介入すべきとは思わない。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が諮問実施機関に提出した弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

##### 1 事件の経過

審査請求人による本件開示請求に対し、実施機関は、対象となる保有個人情報が記録された行政文書を検索した結果、本件保有個人情報を特定したことか

ら、本件開示決定を行い、令和元年6月10日、〇〇警察署において開示した。

審査請求人による本件訂正請求の対象となる保有個人情報、平成〇〇年〇〇月〇〇日に広島県警察本部地域部通信指令課が、〇〇市役所内の〇〇市〇〇において発生したもめごと事案（以下「本件もめごと事案」という。）として110番通報を受理し、同課から当該事案の発生場所を管轄する〇〇警察署へ指令を行った際、当該通報件名に係る取扱状況等を記録するために同署が作成した警察署通信室処理票（以下単に「処理票」という。）の記事欄に記録されているものである。

また、当該情報については、本件もめごと事案に現場対応した警察官が事案関係者へ職務質問し、状況等を聴取した上で、現場から〇〇警察署地域課へ事案概要として報告を行った際、報告を受けた同課の通信指令業務を担当した警察官が記録したものであり、具体的には、当該もめごとが、審査請求人と〇〇市〇〇職員とのもめごとであったため、現場対応警察官が〇〇市の職員から聴取した内容を基に、本件もめごと事案の概要として報告した内容となる。

よって、本件訂正請求を受けた後、〇〇警察署において当該報告を行った現場対応警察官及び報告を受けた警察官に対して、それぞれ事実確認を行った結果、当該内容は、〇〇市職員から聴取したものに相違ないこと及び報告を受けた内容をそのまま記録していることをそれぞれ確認できたため、本件処分を行い審査請求人に通知した。

## 2 弁明の理由

### (1) 訂正請求の対象となる保有個人情報が記録された行政文書について

本件訂正請求の対象となる保有個人情報が記録されている処理票は、広島県警察の通信指令業務に関する訓令（平成10年広島県警察本部訓令第11号。以下「訓令」という。）第23条に基づき本件通報事案を管轄する〇〇警察署地域課の通信指令業務を担当する職員が同事案に係る取扱状況等を記録するものである。

また、本件訂正請求対象情報については、当該処理票の記事欄に記録されている。

### (2) 訂正請求の対象となる保有個人情報の内容について

本件訂正請求の対象となる保有個人情報は、上記1のとおり、本件もめごと事案の概要として現場対応警察官が〇〇警察署地域課へ報告した際、同課の通信指令業務を担当する警察官が記録しているものであり、当該内容は、現場対応警察官が〇〇市の職員から聴取した内容となる。

また、警察は、本件もめごと事案のような通報事案の対応に当たっては、110番通報の受理後、当該事案を管轄する警察署の通信指令業務を行う警察署通信室へ通報事案の情報を伝達し、同通信室が当該事案に対応すべき警察官等へ指令して対応することとなる。そして、当該指令を受けた警察官は、警察法（昭和29年法律第162号）第2条（警察の責務）に基づき、負傷者の有無や不法行為事案の有無等を事案関係者から聴取するとともに、警察署通

信室へ当該事案対応の処理経過や事案概要等について随時報告を行うこととなる。

そのため、本件もめごと事案に対応した警察官についても、当該事案対応に係る処理経過等を警察署通信室へ報告し、その都度、当該報告内容は処理票へ記録されている。

なお、本件もめごと事案については、現場対応警察官において、事案関係者から事情聴取を行い、負傷者や対応時点における不法行為事案が認められなかったことから、再発防止等について事案関係者への必要な教示を行うとともに、警察署通信室へ処理結果等の報告が行われたものである。

### (3) 本件訂正請求に係る事実確認調査について

上記1のとおり、本件訂正請求に係る事実確認調査については、本件訂正請求を受けた後、〇〇警察署が本件訂正請求対象情報の収集を行った現場対応警察官及び本件訂正請求対象情報の記録を行った警察署通信室において通信指令業務を担当した警察官に対して、それぞれ事実確認の調査を行い、その結果、本件訂正請求対象情報について、現場対応警察官からは、「事案関係者となる〇〇市役所職員から聴取した内容に間違いはない。」旨確認し、通信指令業務を担当した警察官からは、「報告を受けた内容をそのまま記録しているものである。」旨確認している。

以上のことから、本件訂正請求対象情報に関する事実には誤りはなく、本件訂正請求に理由があるとは認められないと判断したものである。

## 3 審査請求人の主張に対する弁明

### (1) 「審査請求人側から〇〇市〇〇に『清掃費5万円を請求した』という覚えはない。」について

上記1のとおり、本件訂正請求対象情報は、現場対応警察官が〇〇市〇〇の職員から収集した情報となるが、〇〇警察署において当該情報のうち清掃費の金額の件について〇〇市〇〇へ確認したところ、「事案発生当時に、警察官から清掃費がいくらかかるものなのかと聞かれ、『大きさにもよるが5万円くらいじゃないか』と答えた」旨回答を得た。

また、本件もめごと事案については、事案当日において、審査請求人と〇〇市〇〇の間で、水道料金の減額された請求金額に1円の誤差があることに関してもめていたことを現場対応警察官からも確認しているが、現場対応警察官は、そのことに加え、〇〇市〇〇が審査請求人とは本件もめごと事案以前から再三もめており、その経緯として、この度の豪雨災害で審査請求人が経営するマンションの貯水槽が汚れ、その清掃にかかる費用負担を〇〇市〇〇で負うよう審査請求人から求められていたこと、〇〇市〇〇としては水道料金請求を減額することにより対応していること及び〇〇市〇〇では当該清掃費用の概算は5万円くらいになると判断していることを確認していたことから、本件もめごと事案の概要を総合的に判断し報告しているものである。

よって、本件訂正請求対象情報となる本件もめごとの事案概要については、

本件もめごとの事案当日だけの概要ではなく、審査請求人と〇〇市〇〇で起こっているもめごとの概要として報告を受けたものとなる。

- (2) 審査請求人が、「〇〇市〇〇に確認したところ『清掃費5万円請求してきたと説明したことはありません。』との回答を得た」「事実に相違しており、条例第26条の規定に違反している」について

現場警察官は、上記(1)のとおり、〇〇市〇〇の職員から聴取した内容をもとに本件もめごと事案の概要を判断して報告しているものであり、この事実に相違はない。

- (3) 「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け警察署通信室処理票（指令番号：〇〇）の中に当方『9月分水道料金に関し、1円の減額不当要求をした。』という記述がないのは、何故でしょうか。」について

本件訂正請求対象情報の収集事実は、上記(1)のとおりである。

また、警察は、本件もめごと事案の通報を受けて関係者から事情聴取をしたことにより初めて審査請求人と〇〇市〇〇との間で起こっているもめごとも認知しているが、当該事情聴取を行う際、もめごとの原因を確認する必要があるため、その経緯から聴取することとなる。

そのため、現場対応警察官においても、本件もめごとの経緯を聴取した結果、当該もめごとの趣旨は、「自身が経営するマンションの貯水タンクが、この度の災害で汚れてしまったので、その整掃費（清掃費）5万円を請求してきた」ことを発端としてもめている事案であり、本件もめごと事案当日に起こっている水道料金の減額された請求金額に1円の誤差があることについては、審査請求人と〇〇市〇〇との間で起こっているもめごとの一部と判断したものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 自己情報訂正請求について

条例第22条第1項は、「何人も、自己に関する保有個人情報（中略）の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる」と規定し、請求の対象となる保有個人情報として、「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」（同項第1号）及び「開示請求に係る保有個人情報であって、法令等の規定により開示を受けたもの」（同項第2号）を掲げている。

同条にいう訂正は、保有個人情報の「内容が事実でない」でない場合に行われるのであって、「事実」とは、具体的には氏名、住所、性別、年齢、生年月日、家族構成、学歴、職歴、資格、日時、金額、面積、数量等客観的に判断できる事実をいう。したがって、同条に基づく訂正請求の対象は、評価・判断には及ばない。

さらに、条例第26条は、「実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の



利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない」と規定する。「訂正請求に理由がある」とは、実施機関による調査等の結果、訂正請求どおり保有個人情報が事実でないことが判明したときをいう。また、同条は利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものであり、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。

## 2 本件処分の妥当性について

### (1) 訂正請求対象情報該当性について

ア 本件訂正請求対象情報は、上記第2の1のとおり、本件開示請求に基づき審査請求人が開示を受けた本件保有個人情報の一部であることから、条例第22条第1項第1号に掲げる保有個人情報に該当すると認められる。

イ 当審査会において見分したところ、本件訂正請求対象情報は、審査請求人に関する言動が記載されたものであることから、条例第22条の訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

### (2) 訂正の要否について

審査請求人は、自身が〇〇市〇〇に対して、清掃費5万円の請求をした覚えがない、また、本件通報件名に係る110番通報の理由である「1円の減額不当要求をした。」という記述がないのはなぜか、などと主張する。

当審査会において本件開示決定に係る通知書を見分したところ、本件保有個人情報の利用目的は、「緊急通報として受理する警察事象等に対応するため」とされており、処理票について、実施機関は、上記第4の2(1)のとおり訓令第23条に基づき、本件通報事案を管轄する〇〇警察署地域課の通信指令業務を担当する職員が同事案に係る取扱状況等を記録するものと説明している。

このような処理票の利用目的からすると、本件訂正請求対象情報は、〇〇警察署の地域課の通信指令業務を担当する警察官（以下「本件通信指令業務警察官」という。）が、本件通報件名の現場に赴いた警察官（以下「本件現場警察官」という。）から、当該現場において把握した内容として報告を受けたものを本件通報事案の取扱状況が分かる程度に記載されていれば足りるものと認められる。

そして、本件訂正請求対象情報は、本件通報件名の現場における関係者の発言内容を漏れなく記載することが要求されているものではなく、本件現場警察官が現場において把握した内容を総合的に判断した上で、本件通報件名の経過報告として必要な範囲で報告し、これを受けた本件通信指令業務警察官においても、当該経過報告に必要な範囲で、報告を受けた内容を取捨選択し、又は要約して記載することは許容されているものというべきである。

当審査会が確認したところ、実施機関は本件訂正請求後に、本件通信指令業務警察官、本件現場警察官及び〇〇市に対して本件訂正請求対象情報の記載に関する調査を行っており、上記の本件訂正請求対象情報の性格からすると、当該調査は不十分なものとは認められない。また、本件現場警察官が本件もめごと

事案の経緯を含めた概要を総合的に判断した上で本件通信指令業務警察官に対して報告をし、これを受けた本件通信指令業務警察官が記録したものという実施機関の説明が不自然とまでは認められない一方、審査請求人からはこれに反する客観的な根拠は示されていない。

したがって、本件訂正請求対象情報は、条例第26条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しない。

### **3 審査請求人のその他の主張**

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### **4 結論**

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## **第6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年4月1日	・ 諮問を受けた。
令和2年10月30日 (令和2年度第6回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和2年11月27日 (令和2年度第7回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (50音順)

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁 護 士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 ( 部 会 長 )	広島修道大学教授